

**建設キャリアアップシステム等活用促進
コース助成金（人材確保等支援助成金）
の運用等に関するQ & A**

令和8年4月版

<目 次>

【助成金の趣旨等について】

<雇用管理改善促進事業>

- Q 1-1 本事業の目的は何か。 P 1
- Q 1-2 賃金の引き上げ分の一部を助成する事業なのか。 P 1
- Q 1-3 建設キャリアアップシステム（CCUS）とは何か。 P 1
- Q 1-4 本事業はいつまで実施する予定か。 P 2

【助成対象者について】

<雇用管理改善促進事業>

- Q 2-1 助成対象とする中小建設事業主の定義は何か。 P 3
- Q 2-2 算定対象とする建設技能者の定義は何か。 P 3
- Q 2-3 事業主自身は助成対象となる技能者としてカウントされるのか。 P 3
- Q 2-4 一人親方は助成対象となるのか。 P 3
- Q 2-5 大企業を助成対象としない理由は何か。 P 3
- Q 2-6 一度に5%以上の賃金の引き上げを行わなければいけない理由は何か。例えば、レベル評価の昇格評定後1年ごとに賃金を1%ずつ増加させ、昇格評定前と比較して5%増加させた場合は助成対象外となるのか。 P 4

<普及促進事業>

- Q 2-7 助成対象とする建設事業主団体の定義は何か。また、中小建設事業主団体の定義は何か。 P 5
- Q 2-8 「その他事業を的確に遂行することができる」と認められる団体」とは、具体的にどのように判断するのか。 P 5

- Q 2 - 9 労働安全衛生法に基づき元方事業主が設置・運営する「災害防止協議会（災防協）」は、助成対象とする建設事業主団体に含まれるか。 P 6
- Q 2 - 10 構成員に建設事業主が属さず、建設事業主団体を構成員とする連合団体も助成対象になるのか。 P 6
- Q 2 - 11 登録手続支援事業と就業履歴蓄積促進事業を廃止したのはなぜか。 P 6

【事業別の具体的運用について】

<各事業共通事項>

- Q 3 - 1 同一事業主・団体の一事業年度あたり支給上限額については、支給を受ける年度を基準とするのか。 P 7

<雇用管理改善促進事業>

- Q 3 - 2 支給上限額はあるのか。 P 7
- Q 3 - 3 「雇用管理改善促進事業」とは具体的に何か。 P 7
- Q 3 - 4 雇用する全ての技能者とはどの範囲か。 P 8
- Q 3 - 5 技能者登録は簡易型登録でも良いのか。 P 8
- Q 3 - 6 助成金の申請は何度でもできるのか。同じ技能者について、複数回申請することはできるのか。 P 8
- Q 3 - 7 計画届を提出する前にレベル評価の昇格評定を受けた技能者は助成対象となるのか。 P 8
- Q 3 - 8 賃金改定の前後を比較して5%以上増加していることが必要ということだが、どのように計算すれば良いのか。 P 9
- Q 3 - 9 毎月決まって支払われる賃金とは何か。 P 9
- Q 3 - 10 賃金の引き上げ後もしくは賃金の引き上げ前に、労働者の都合により休業した場合など比較が難しい場合はどのようにすれば良いか。 P 10

Q 3-11 雨の日の休業は労働者の都合による休業に含まれるか。
..... P10

Q 3-12 「算定対象とする建設技能者の都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較することができる。」とされているが、『著しく』とは具体的にどのような場合を指すのか。
..... P10

Q 3-13 支給単価の考え方は何か。
..... P10

Q 3-14 一事業年度あたりの算定対象者数の上限を 10 名としているのはなぜか。
..... P11

Q 3-15 併給調整は行われるのか。
..... P11

Q 3-16 賃金引き上げの内訳として定期昇給分と技能昇給分の区分はあるのか。
..... P11

Q 3-17 賃金改定前後の賃金総額の比較期間は 12 ヶ月分必要なのか。
..... P11

Q 3-18 計画届提出後から賃金算定期間の末日を含む期間において、技能者登録を行っていない技能者を新たに雇い入れた場合、当該事業主は支給対象ではなくなるのか。
..... P11

Q 3-19 昇格評定はいつまでに受ける必要があるのか。
..... P12

<普及促進事業>

Q 3-20 支給対象経費となるものについて、助成対象とする上限額等を設けているのか。
また、助成対象とする中小構成員等の数や、一つの中小構成員等あたりの補助対象とする労働者数は上限数を設けているのか。
..... P13

Q 3-21 建設事業主団体が事業の対象とする事業主は、当該団体の構成事業主に限定されるのか。
..... P14

Q 3-22 建設事業主団体が事業の対象にする建設事業主は、中小建設事業主に限定されるのか。
..... P14

- Q 3 - 23 「CCUS等登録促進事業」とは具体的に何か。 P 14
- Q 3 - 24 同一事業主団体が複数年にわたって事業を計画することは可能か。
. P 15
- Q 3 - 25 一つの中小構成員等を対象にした計画は1回限りとのことであるが、同一の中小構成員等が複数の事業主団体の構成員になっている場合については、複数の事業主団体が同一の中小構成員等を対象として同一の事業を計画することは可能か。
. P 15
- Q 3 - 26 普及促進事業と人材確保等支援助成金（若者者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース）の両方を計画する場合、事業の実施にあたり設置する事業推進委員会について、両コースを兼ねて設置することは可能か。また、事業推進員について、同一人が併任することは可能か。
. P 16
- Q 3 - 27 事業推進員は、CCUS等の普及促進に関して中心的な役割を担う者として事業主団体の長が認める者であれば、資格や経験年数などの要件はないと理解して良いか。
. P 16
- Q 3 - 28 各種料金のうち、管理者ID利用料、現場利用料（カードタッチの際に生じる料金）については助成対象としないのか。 P 17
- Q 3 - 29 登録費用や手数料それぞれの一部を補助した場合、一部を補助する額の下限はないか。 P 17
- Q 3 - 30 事業者登録の登録費用は、一律の料金設定とする技能者登録の登録費用（詳細型登録は4,900円、簡易型登録は2,500円で統一）と異なり、事業者の資本金額に応じて登録費用が異なるが、助成対象とする上限額は設けないのか。
. P 17
- Q 3 - 31 事業者登録の登録費用の補助に対する助成については、技能者登録の登録費用の助成とセットでないと助成の対象にならないのか。 P 18
- Q 3 - 32 事業者登録の登録費用の補助に対する助成を行う場合は技能者登録の登録費用の補助を行うことを原則としているが、事業者登録、技能者登録の登録費用の補助を同時に計画する必要があるのか。 P 18

- Q 3 - 33 過去において本事業の技能者登録の登録費用の補助対象となった中小構成員等は同じ技能者登録の登録費用の助成対象にならないとのことであるが、事業主団体から中小構成員等に対し技能者登録の登録費用を補助したあとに、当該中小構成員等が技能者を新たに採用した場合、当該中小構成員等を補助対象にした計画を新たに行うことはできないということか。 P 19
- Q 3 - 34 過去において技能者登録の登録費用の補助対象となった中小構成員等は同じ技能者登録の登録費用の助成対象にならないとのことであるが、技能者登録の登録費用の補助対象とした中小構成員等を能力評価のレベル判定手数料の補助対象とした場合は助成対象になるか。 P 19
- Q 3 - 35 技能者登録の登録費用の補助に対する助成について、技能者本人が登録費用を直接負担している場合は助成対象にならないとしているが、事業主団体から中小構成員等が補助を受けた後に中小構成員等から技能者に負担額が返還される運用は差し支えないか。 P 20
- Q 3 - 36 技能者登録及び事業者登録の登録費用の補助に対する助成について、登録申請者である中小構成員等が、計画期間の初日より以前に登録申請、登録費用の支払いを完了している場合であっても、計画期間中に事業主団体の中小構成員等に対する補助を行えば助成対象になるか。 P 20
- Q 3 - 37 技能者登録及び事業者登録の登録費用の補助に対する助成について、計画期間内に登録まで完了していないと助成対象にならないか。 P 20
- Q 3 - 38 技能者登録及び事業者登録の登録費用の補助に対する助成について、中小構成員等が事業主団体から補助を受けた後に登録費用を支払っても問題ないか。 P 21
- Q 3 - 39 事業主団体が中小構成員等の技能者登録の登録費用を立て替えた上で登録手続を行った場合、その立替金を当該団体から中小構成員等に対して行った補助とみなして支給対象経費にすることは可能か。 P 21
- Q 3 - 40 事業主団体が中小構成員等の登録手続を代行する際、登録費用の全額を中小構成員等から一旦徴収し、助成金の支給を受けた後に、徴収した費用の全部又は一部を中小構成員等へ支給（事後的に補助）するケースは、事業主団体による登録費用の補助として助成対象になるか。 P 22

Q 3-41 能力評価のレベル判定手数料の補助に対する助成については、レベル判定の結果、実際にはレベルが上がらなかった場合も助成対象になるか。
..... P 22

Q 3-42 事業主団体が中小構成員等に対し、登録費用やレベル判定手数料の補助を行う際に振込手数料がかかり、対象となる中小構成員等が多ければその負担額は大きいですが、振込手数料も支給対象経費に該当するか。
..... P 22

【事業の計画について】

<共通>

Q 4-1 事業の計画は年度を跨いだ計画期間とすることも可能か。
..... P 23

<雇用管理改善促進>

Q 4-2 業務の繁忙により計画届の提出が賃金増額改定日の属する月の初日の2か月前の前日までに間に合わなかった場合、事業主の責に帰することができない場合として認められるか。
..... P 23

Q 4-3 雇用する複数の建設技能者の賃金の改定を予定しているが、改定の時期が異なる場合には、計画届を分ける必要があるか。
..... P 23

Q 4-4 すでに計画届を提出しているが、新たに雇用する建設技能者で昇格認定を受ける見込みの者が生じた場合、新たな計画届を提出することは可能か。
..... P 23

Q 4-5 レベル判定の昇格認定時に報奨金を一時的に支給した場合、増額の対象として計算して差し支えないか。
..... P 24

Q 4-6 雇用する建設技能者の昇格認定を見込んで計画届を提出したものの、実際には昇格認定とならなかった場合、助成金の手続きにおいて何か行うことはあるのか。
..... P 24

Q 4-7 計画変更届はいつまでに提出する必要があるのか。
..... P 24

<普及促進事業>

Q 4-8 すでに計画届を提出しており、助成対象となる取組の量を増やす場合に、増加分について新たな計画届を提出することは可能か。
..... P 25

Q 4-9 計画時及び支給申請時に提出する「事業目標・効果検証報告書」の目標数、実績数とは、具体的にどのような数値とするのか。 P 26

Q 4-10 計画届の提出後、所要費用の増額に伴い所要費用見込額の総額を超える場合は計画の変更届の提出が必要になるとのことであるが、計画時の所要費用見込額の総額を下回る場合は変更届の提出は必要ないと理解して良いか。 P 26

Q 4-11 計画変更届はいつまでに提出する必要があるのか。 P 26

【支給申請について】

<雇用管理改善促進>

Q 5-1 支給申請書はいつまでに提出する必要があるのか。 P 27

Q 5-2 雇用する複数の建設技能者について計画届を提出していたが、昇格評定の時期がずれたことに伴い賃金改定の時期がずれた場合、1つの計画届に対して支給申請を分けて行うことは可能か。 P 27

<普及促進事業>

Q 5-3 支給申請書はいつまでに提出する必要があるのか。 P 27

Q 5-4 中小構成員等に対する技能者登録の登録費用の補助の事業を計画した場合、補助（支払い）の完了した時点を事業の終了とみなして支給申請ができるとのことであるが、補助が完了した中小構成員等ごとに支給申請を行うことが可能ということか。 P 28

【各種書類等について】

<普及促進事業>

Q 6-1 支給申請の際の添付書類のうち、「中小構成員等が雇用する全ての建設労働者の技能者登録を完了していることを証する疎明書」とは、どのような書類になるのか。 P 29

Q 6-2 支給申請書の提出の際に添付することとしている「所要費用の支払いが確認できる書類（領収書、中小構成員等に対する補助決定通知書及び補助金の受領書等）」について、具体的にどの事業にどの書類の添付が必要になるのか。 P 29

【助成金の趣旨等について】

<雇用管理改善促進事業>

Q 1 - 1 本事業の目的は何か。

(A)

- 1 令和6年に建設キャリアアップシステム（CCUS）の技能者登録数が150万件を超え、普及が一定程度進んだことから、普及促進を目的としていた建設キャリアアップシステム等普及促進コースを廃止し、建設キャリアアップシステム等活用促進コースを新たに設置するもの。
- 2 本事業は、建設技能者の能力・経験等に応じた適切な処遇改善を目的としたCCUS等を活用し、中小建設事業主が雇用する建設技能者に対して客観的な評価に基づくキャリアパスの動機付けや適切な処遇などの取組を促進することを目的としている。

Q 1 - 2 賃金の引き上げ分の一部を助成する事業なのか。

(A)

本事業はCCUSを活用して雇用管理改善を行った中小建設事業主に対して一定額を助成する事業であるが、賃金の引き上げ分の一部を助成するものではなく、客観的な評価に基づくキャリアパスの動機付けや適切な処遇を行うにあたり、要した経費の一部を助成するもの。（3-13参照。）

Q 1 - 3 建設キャリアアップシステム（CCUS）とは何か。

(A)

- 1 CCUSとは、建設技能者の保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積して活用する仕組み。
- 2 目的としては、
 - ①技能者の能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげること
 - ②技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境をつくることがあり、若い世代が安心して働き続けられる建設業界を目指すこととしている。

Q 1 - 4 本事業はいつまで実施する予定か。

(A)

CCUSを活用した雇用管理改善の状況等、様々な状況を踏まえた上で適切に判断していく。

【助成対象者について】

<雇用管理改善促進事業>

Q 2 - 1 助成対象とする中小建設事業主の定義は何か。

(A)

以下の全てを満たす中小建設事業主を指します。

- ・雇用保険料率が 17.5/1,000 であること もしくは
建設業の許可を得たうえで、雇用保険料率が 17.5/1,000 以外であること
- ・資本金の額もしくは出資の額の総額が 3 億円以下 もしくは
常時雇用する労働者数が 300 人以下であること

Q 2 - 2 算定対象とする建設技能者の定義は何か。

(A)

工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち、当該建設工事を適切に実施するために必要な技能を有する者であって、CCUSの登録対象となる者を指します。

Q 2 - 3 事業主自身は助成対象となる技能者としてカウントされるのか。

(A)

本事業は、中小建設事業主が雇用する建設技能者のうち、所定の要件を満たした者を助成対象となる技能者としてカウントするため、事業主自身は含まれない。

Q 2 - 4 一人親方は助成対象となるのか。

(A)

本事業は、建設技能者を雇用して建設事業を行う中小建設事業主を対象としていることから、いわゆる「一人親方」は本事業の利用はできない。

Q 2 - 5 大企業を助成対象としない理由は何か。

(A)

本事業において大企業を助成対象としていない理由としては、

- ①建設業は中小零細企業の割合が高いこと
- ②中小零細企業は大企業と比較すると、雇用管理改善を行うために必要な経営基盤が弱いこと

から、助成対象を中小建設事業主に限定している。

Q2-6 一度に5%以上の賃金の引き上げを行わなければいけない理由は何か。例えば、レベル評価の昇格評定後1年ごとに賃金を1%ずつ増加させ、昇格評定前と比較して5%増加させた場合は助成対象外となるのか。

(A)

- 1 CCUSの目的である技能者の能力・経験等に応じた適切な処遇改善には、一定水準の賃金の引き上げが必要となるところ、その水準を5%としている。

- 2 段階的な賃金の引き上げではなく、一度に5%以上の賃金の引き上げを要件としている理由としては、段階的な賃金の引き上げの場合にはCCUSを活用した賃金の引き上げであることの確認ができないことから、CCUSのレベル判定で昇格の評定を受けた後に、増額改定日に5%以上の賃金の引き上げを行った場合を助成の要件としているところ。

<普及促進事業>

Q 2 - 7 助成対象とする建設事業主団体の定義は何か。また、中小建設事業主団体の定義は何か。

(A)

- 1 助成対象とする建設事業主団体とは、「構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうちに占める雇用保険の保険関係が成立している事業に係る建設事業主の割合が50%以上であって、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行することができる」と認められる団体」としている。
- 2 また、助成率が支給対象経費の2/3となる中小建設事業主団体の定義についても「構成員である建設事業主のうちに占める中小事業主の割合が2/3以上の団体」としている。
- 3 なお、助成対象となる建設事業主団体は、全国団体、都道府県団体、地域団体に該当する必要がある。このいずれかの団体に該当するためには、少なくとも「構成員の数が10以上のものであって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上の者」であることが要件となる。

Q 2 - 8 「その他事業を的確に遂行することができる」と認められる団体」とは、具体的にどのように判断するのか。

(A)

設問の団体については、次のいずれにも該当する団体をいう。

- ① 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること。
- ② 代表者が置かれているほか、事務を行うのに必要な体制が整備されていること。
- ③ 会計経理の独立性が担保されていること。

なお、以上の要件に該当すれば、法人でない任意団体でも助成対象になり得る。

Q 2 - 9 労働安全衛生法に基づき元方事業主が設置・運営する「災害防止協議会（防災協）」は、助成対象とする建設事業主団体に含まれるか。

(A)

- 1 労働安全衛生法第 30 条に基づく災害防止協議会は、一般的には、建設工事現場で働く労働者の災害防止に寄与することを目的とする団体であると考えられるが、Q 2 - 7 の回答 1 の要件をすべて満たせば、助成対象団体になり得る。
- 2 ただし、事業推進委員会を設置して助成金事業の計画を策定していても、効果的な事業を行うなどの推進体制が確保されていると認められない場合は助成対象にならないこと。

Q 2 - 10 構成員に建設事業主が属さず、建設事業主団体を構成員とする連合団体も助成対象になるのか。

(A)

連合団体を構成する団体の構成員のうち、建設事業主の割合が 50%以上であるなどの要件を満たせば、建設事業主を直接構成員としない連合団体も助成対象となる。

Q 2 - 11 登録手続支援事業と就業履歴蓄積促進事業を廃止したのはなぜか。

(A)

- 1 登録手続支援事業と就業履歴蓄積促進事業は、登録促進事業と併せて建設キャリアアップシステム等普及促進コースとして、CCUSの普及促進を目的に令和4年度から実施していたが、CCUSの技能者登録数が建設技能者の半数を超え、一定程度普及が進んだことや、事業の活用状況などを踏まえ、当該事業については廃止としたところ。
- 2 なお、登録促進事業については普及促進事業として継続することとしているが、こちらも令和8年度までの時限的な事業としている。

【事業毎の具体的運用について】

<各事業共通事項>

Q3-1 同一事業主・団体の一事業年度あたり支給上限額については、支給を受ける年度を基準とするのか。

(A)

一つの事業主・団体に対する「一の年度」とは、支給申請年月日を基準とし、当該支給申請年月日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間をいう。

【例】事業の計画・実施後、支給申請書を令和7年5月1日に提出した場合、令和7年度の1年度間で支給上限額を判定する。したがって、例えば、令和6年度に行った計画の支給申請が令和7年度となり、別途新たに行う計画の支給申請も令和7年度となる場合は、同じ「一の年度」になるため、支給上限額には留意が必要となる。

<雇用管理改善促進事業>

Q3-2 支給上限額はあるのか。

(A)

公平性等の観点から、一事業年度あたり160万円の上限額を設けている。

Q3-3 「雇用管理改善促進事業」とは具体的に何か。

(A)

1 雇用管理改善促進事業とは、技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として、中小建設事業主が実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を支援するもの。

2 具体的には以下の取組を行った中小建設事業主に対して、算定対象となる技能者1名につき16万円を助成することとしている。

①雇用する全ての技能者について、技能者登録を完了していること

②レベル判定で昇格認定を受けた技能者の賃金を増加させる旨を給与規程、賃金テーブル、手当規程等に定めた上で、昇格認定を受けた当該技能者の賃金を5%以上増加させ、支払われていること

Q 3 - 4 「雇用する全ての技能者」とはどの範囲か。

(A)

- 1 中小建設事業主に雇用され、工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち、当該建設工事を適切に実施するために必要な技能を有する者全てのことを指す。
- 2 なお、「工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち、当該建設工事を適切に実施するために必要な技能を有する者」とは、計画届を提出する時点において当該基準に該当していれば良く、将来、当該基準に該当する可能性がある労働者までを含めるものではない。

Q 3 - 5 技能者登録は簡易型登録でも良いのか。

(A)

簡易型登録ではレベル判定を行うことができないため、技能者登録は詳細型登録である必要がある。

Q 3 - 6 助成金の申請は何度でもできるのか。同じ技能者について、複数回申請することはできるのか。

(A)

- 1 本事業では支給要件の1つとして、雇用する技能者がレベル判定で昇格認定を受け、当該技能者の賃金を5%以上増加させたいうで支払うことがある。従って申請にあたっては、雇用する技能者がレベル判定で昇格認定を受けることが必要である。
- 2 CCUSのレベル判定は4段階あるため、仮に同一の技能者がレベル4に達した場合には、当該技能者分に限れば計3回の申請が可能となる。

Q 3 - 7 計画届を提出する前にレベル評価の昇格認定を受けた技能者は算定対象となるのか。

(A)

計画届の提出以前に昇格認定を受けた技能者についても、計画届において当該者の賃金を5%以上増加させて支払うことを計画し、計画通り事業を行えば算定対象とすることができる。

Q3-8 賃金改定の前後を比較して5%以上増加していることが必要ということだが、どのように確認すれば良いのか。

(A)

算定対象とする技能者ごとに、賃金増額改定後の最初の賃金支払い日が属する月の初日を基準日として前後12か月間の毎月決まって支払われる賃金の総額を比較し、賃金が5%以上増加していることを確認すること。

Q3-9 毎月決まって支払われる賃金とは何か。

(A)

毎月決まって支払われる賃金とは、基本給及び諸手当をいう。諸手当に含むか否かについては以下による。

イ 諸手当に含むもの

労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

ロ 諸手当に含まないもの

(イ) 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）

(ロ) 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当等）

ハ 上記イ及びロ以外の手当については、手当の名称に関わらず実態により判断するものとする。ただし、上記イに挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記ロに挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

(イ) 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に支給する家族手当

(ロ) 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当

(ハ) 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

Q3-10 賃金の引き上げ後もしくは賃金の引き上げ前に、労働者の都合により休業した場合など比較が難しい場合はどのようにすればよいか。

(A)

算定対象とする技能者の賃金が時給や日給、出来高払い等でその月ごとに賃金変動する場合であって、算定対象とする技能者の都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し比較するものとする。

Q3-11 雨の日の休業は労働者の都合による休業に含まれるか

(A)

雨の日の休業は技能者の都合による休業には該当しない。

Q3-12 「算定対象とする建設技能者の都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較することができる。」とされているが、『著しく』とは具体的にどのような場合を指すのか。

(A)

「著しく」とは個別の具体的事案に基づき判定することになるが、傷病や育児、介護などにより長期の休暇を取得する場合などが想定される。

Q3-13 支給単価の考え方は何か。

(A)

本事業では、中小建設事業主に対して算定対象となる技能者1名につき16万円を支給することとしている。この単価の考え方としては、賃金を増加させたことに対する賃金助成としてのものではなく、賃金を増加させるにあたり要すると見込まれる経費(※)の一部を助成するものとして16万円としている。

※賃金規定を改定する際の委託料や、CCUSを活用した雇用管理改善に係る制度の導入に関する従業員への説明会に要する経費等を想定している。

Q 3-14 一事業年度あたりの算定対象者数の上限を 10 名としているのはなぜか。

(A)

建設業における中小零細企業の割合及びそれらの企業で雇用される従業員数を勘案し、一事業年度あたりの算定対象者数を 10 名としている。

Q 3-15 併給調整は行われるのか。

(A)

本事業による助成の他に、以下に該当する場合には併給調整を行うこととなる。詳細は共通要領 0304 を確認すること。

- ・ 同一の中小建設事業主による同一の行為を根拠として助成金の支給がある場合
- ・ 同一の中小建設事業主による同一の経費の支出について助成金の支給がある場合

Q 3-16 賃金引き上げの内訳として定期昇給分と技能昇給分の区分はあるのか。

(A)

賃金引き上げの内訳に区分は設けていないため、定期昇給分・技能昇給分問わず、毎月決まって支払われる賃金について昇格評定を受けた日以降に 5% 以上増加させ、支払われていれば算定対象の技能者として含めることができる。

Q 3-17 賃金改定前後の賃金総額の比較期間は 12 ヶ月分必要なのか。

(A)

賃金改定前後の賃金総額の比較期間は 12 ヶ月分必要である。これは、昇格評定を受けたことで増加した賃金が、一時的ではなく継続的に支払われることを担保するためのものである。

Q 3-18 計画届提出後から賃金算定期間の末日を含む期間において、技能者登録を行っていない技能者を新たに雇い入れた場合、当該事業主は支給対象ではなくなるのか。

(A)

計画届を提出する時点において雇用する全ての技能者の技能者登録を終えていれば、当該要件は満たすこととなる。

Q 3 -19 昇格評価はいつまでに受ける必要があるのか。

(A)

本事業は、昇格評価を受けた後に技能者の賃金を5%以上増加させることが必要であるため、増額改定後の最初の賃金支払日の前日までに昇格評価を受ける必要がある。

<普及促進事業>

Q3-20 支給対象経費となるものについて、助成対象とする上限額等を設けているのか。

また、助成対象とする中小構成員等の数や、一つの中小構成員等あたりの補助対象とする労働者数は上限数を設けているのか。

(A)

1 公平性等の観点から、各事業における支給対象経費の一部について、次のとおり上限額等を設けている。(次に掲げるもの以外は上限額を設けていないので実費相当額を支給対象経費とする。)

① 事業計画策定・効果検証事業

- ・ 事業推進員の人件費は1人あたり3,600,000円(最大3名まで)
- ・ 委員謝金は1人1日あたり30,700円
- ・ 宿泊費は1人1泊15,000円
- ・ 会議費(茶菓代)は1人あたり150円

② CCUS等登録促進事業

- ・ 見える化評価の手数料は一中小構成員等あたり50,000円

2 また、上記1の支給対象経費の上限ほか、下記に掲げるものについては、助成額上限を設けている。

・ 事業推進員の人件費

事業推進員の人件費に対する助成額の合計については、本コース助成額全体の6割を上限とする。

・ 旅費及び宿泊費

旅費及び宿泊費に対する助成額の合計については、全国団体又は都道府県団体は4,000,000円、地域団体は2,000,000円を上限とする。

・ 印刷製本費

印刷製本費の助成額については、全国団体又は都道府県団体は4,000,000円、地域団体は2,000,000円を上限とする。

3 一方、助成対象とする中小構成員等の数、一中小構成員等あたりの補助対象とする労働者数については、上限数を設けていない(多数の中小構成員等、労働者を事業の対象にした場合は、一事業年度の支給上限額により制限されることになる)。

Q 3 - 21 建設事業主団体が事業の対象にする事業主は、当該団体の構成事業主に限定されるのか。

(A)

- 1 建設事業主団体の構成中小建設事業主のほか、次に掲げるものを助成対象とする(以下、構成中小建設事業主に①～③を加えて「中小構成員等」と表記)。
 - ① 構成員と元下請関係にあるなど、構成員と直接の関係があり、かつ、助成を受ける建設事業主団体が助成対象とすることを適当と認めた構成事業主以外の中小建設事業主
 - ② 建設事業主団体の構成員となる一人親方
 - ③ 構成員と直接の関係があり、かつ、助成を受ける建設事業主団体が助成対象とすることを適当と認めた一人親方
- 2 したがって、例えば、構成中小建設事業主以外の中小建設事業主の雇用する技能労働者や一人親方に対する技能者登録の登録費用を事業主団体が補助した場合なども助成対象とする。

Q 3 - 22 建設事業主団体が事業の対象にする建設事業主は、中小建設事業主に限定されるのか。

(A)

- 助成対象は大企業の事業主を除くこととするが(中小事業主及び一人親方が助成対象)、事業そのものの対象に大企業の事業主を含むことは差し支えない。
- なお、事業に大企業の事業主を含む場合、中小事業主の事業費と明確に区分できるのであれば、支給申請の際、双方の事業を分離し、助成対象となる中小事業主に係る事業のみを申請することが望ましい。

Q 3 - 23 「CCUS等登録促進事業」とは具体的に何か。

(A)

CCUS等登録促進事業とは、建設事業主団体が中小構成員等に対し、技能者登録の登録費用、事業者登録の登録費用、能力評価のレベル判定手数料及び見える化評価の手数料について、それぞれの全部又は一部を補助した場合、その補助した額(補助金)を支給対象経費として助成する事業である。

Q 3 - 24 同一事業主団体が複数年にわたって事業を計画することは可能か。

(A)

普及促進事業の事業実施期間は最大1年間であるため、複数年にわたる場合には、当初の事業開始から1年が経過した後に、再び計画届を提出する必要がある。

ただし、一つの中小構成員等を対象にした計画の認定は1回限りとなる。

Q 3 - 25 一つの中小構成員等を対象にした計画は1回限りとのことであるが、同一の中小構成員等が複数の事業主団体の構成員になっている場合については、複数の事業主団体が同一の中小構成員等を対象として同一の事業を計画することは可能か。

(A)

1 同一の技能者の同一の登録費用等を重複して補助する場合は助成対象とならないが、重複しない場合には助成対象とする。

2 したがって、例えば、都道府県協会の下に別の地区協会がある組織の場合、両協会に同一の事業主が所属することが多いと考えられるが、次のようなケースは助成対象となる。

○ 都道府県協会はA事業主に対しA事業主の雇用するX技能者の技能者登録の登録費用を補助し、地区協会は同じA事業主の雇用するY技能者の技能者登録の登録費用を補助する。

Q 3 -26 普及促進事業と人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース）の両方を計画する場合、事業の実施にあたり設置する事業推進委員会について、両コースを兼ねて設置することは可能か。
また、事業推進員について、同一人が併任することは可能か。

(A)

1 事業主団体向け助成については、「普及促進事業」、「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース」いずれもの支給要件として、助成対象とする事業の実施にあたり、事業推進委員会の設置・開催及び事業推進員の設置を条件としている。

事業推進委員会については、助成金事業の計画の策定、効果的な実施のために必要な事項の検討及び効果検証を行うこととしており、これらが適切に行われるのであれば、両コースを兼ねて設置することは差し支えなく、また、事業推進委員会を同時開催することも差し支えない。

なお、両コースの事業推進委員会を同時開催した場合についての対象経費（人件費、謝金、会場費等）については、それぞれの開催時間に応じて、按分して算出すること。

2 また、事業推進員については、事業推進委員会の活動の補佐、計画に基づく事業の企画立案・実施などの事業推進員として業務を適切に担えば、同一人が併任することは差し支えない。

3 なお、事業推進員の人件費を支給対象経費に含める場合にあつては、「事業計画策定・効果検証事業」に実際に従事した時間に応じたものとし、事業推進員が当該助成事業に実際に従事した時間については、支給申請時に提出される「事業報告書（事業推進員人件費）」（建活様式第4号別紙1）及び「事業推進員業務日報」（建活様式第4号別紙1内訳表）により確認すること。

Q 3 -27 事業推進員は、CCUS等の普及促進に関して中心的な役割を担う者として事業主団体の長が認める者であれば、資格や経験年数などの要件はないと理解して良いか。

(A)

事業推進員は、事業推進委員会の活動の補佐、事業計画に基づく事業の企画立案・実施などの事業推進員として業務を適切に担える者であれば、資格や業務の経験年数などの要件は定めていない。

Q3-28 各種料金のうち、管理者ID利用料、現場利用料（カードタッチの際に生じる料金）については助成対象としないのか。

(A)

本事業の助成対象は、技能者登録の登録費用、事業者登録の登録費用、能力評価のレベル判定手数料、見える化評価の評価手数料といったCCUSの利用にあたり、導入部分を支援するものであるため、管理者ID利用料、現場利用料など恒常的に必要となる経費については助成対象としない。

Q3-29 登録費用や手数料それぞれの一部を補助した場合、一部を補助する額の下限はないか。

(A)

一部を補助する場合の額の下限は設けていない。

事業主団体によっては、登録済みの中小構成員等とのバランスや、団体の資金状況を踏まえて、補助する額を登録費用等の一部とすることが考えられるが、この場合の補助額に下限は設けていない。

Q3-30 事業者登録の登録費用は、一律の料金設定とする技能者登録の登録費用（詳細型登録は4,900円、簡易型登録は2,500円で統一）と異なり、事業者の資本金額に応じて登録費用が異なるが、助成対象とする上限額は設けないのか。

(A)

事業者登録の登録費用の補助を行った場合の助成対象は、中小事業主に限定することとしており、中小事業主でも最上位となる資本金1～3億円の場合の事業者登録の登録費用は12万円という設定であり、これ以上の額が助成対象になることはないため、事業者登録の登録費用には上限額を設けないこととしている。

なお、見える化評価の評価手数料については、職種ごとに手数料が異なるうえ、同一職種においても必ずしも一定額で運用されていないことから、一中小構成員等あたり補助額について50,000円までと上限額を設けている。

Q 3 -31 事業者登録の登録費用の補助に対する助成については、技能者登録の登録費用の助成とセットでないと助成の対象にならないのか。

(A)

- 1 事業者登録と技能者登録は通常セットで行われること、また、技能者登録の促進が極めて重要であることから、事業者登録の登録費用の補助に対する助成を行う場合は、技能者登録（最低1人）の登録費用の補助に対する助成を行うことを条件とすることを原則としている。

- 2 ただし、「事業者登録の登録費用の補助を行う際、中小建設事業主が雇用する全ての技能者登録がすでに完了している場合」は例外とし、技能者登録の登録費用の補助を行わず、事業者登録の登録費用の補助だけでも助成対象とする。

Q 3 -32 事業者登録の登録費用の補助に対する助成を行う場合は技能者登録の登録費用の補助を行うことを原則としているが、事業者登録、技能者登録の登録費用の補助を同時に計画する必要があるのか。

(A)

Q 3 -31 の回答2による事業者登録の登録費用の補助だけ計画する例外のケースを除けば、事業者登録と技能者登録の登録費用の補助は同一の計画とする。

Q 3 - 33 過去において本事業の技能者登録の登録費用の補助対象となった中小構成員等は同じ技能者登録の登録費用の助成対象にならないとのことであるが、事業主団体から中小構成員等に対し技能者登録の登録費用を補助したあとに、当該中小構成員等が技能者を新たに採用した場合、当該中小構成員等を補助対象にした計画を新たに行うことはできないということか。

(A)

- 1 本事業については、対象とする中小構成員等が異なることを条件として複数回（複数年）の計画を可能としているため（Q 3 - 25 を参照）、設問のケースのように新たに計画を行うことは認めない（一つの中小構成員等につき計画は一回に限定）。
- 2 なお、「計画（変更）届」は、技能者登録の登録費用の対象とする中小構成員等は明らかにする必要はあるが技能者まで明らかにする必要はないため、計画期間中に新たに採用した技能者に係る補助について、計画期間内に完了することができれば、支給申請の際に、新たに採用した技能者の登録費用を反映して助成を受けることが可能である。

ただし、新たに採用した技能者に係る補助を行うことに伴い、届け出た所要費用見込額の総額が増加する場合、計画の変更届を提出する必要がある。

Q 3 - 34 過去において技能者登録の登録費用の補助対象となった中小構成員等は同じ技能者登録の登録費用の助成対象にならないとのことであるが、技能者登録の登録費用の補助対象とした中小構成員等を能力評価のレベル判定手数料の補助対象とした場合は助成対象になるか。

(A)

- 1 過去に助成対象となっていない種類の登録費用等であれば同一の中小構成員等に対し補助した場合は助成対象とするので、設問のケースは助成対象になる。
- 2 例えば、ある事業主の技能者に係る技能者登録を行ったのち3年後に、同一の技能者に係る能力評価のレベル判定を行うケースが実務上考えられるが、こうしたケースにおいて、事業主団体が当該事業主に対し、登録費用とレベル判定手数料のいずれも補助することが考えられる。

Q 3 - 35 技能者登録の登録費用の補助に対する助成について、技能者本人が登録費用を直接負担している場合は助成対象にならないとしているが、事業主団体から中小構成員等が補助を受けた後に中小構成員等から技能者に負担額が返還される運用は差し支えないか。

(A)

支給申請時点において、事業主団体が中小構成員等に対し補助を完了していること、当該中小構成員等が技能者に費用を負担させていないことを確認できれば、設問の運用は差し支えない。

Q 3 - 36 技能者登録及び事業者登録の登録費用の補助に対する助成について、登録申請者である中小構成員等が、計画期間の初日より以前に登録申請、登録費用の支払いを完了している場合であっても、計画期間中に事業主団体の中小構成員等に対する補助を行えば助成対象になるか。

(A)

登録費用の補助に対する助成については、事業主団体が中小構成員等に対する補助を行うことを計画することになるが、その補助の前提となる①中小構成員等による登録に係る申請書の提出及び②中小構成員等による登録費用の支払いに加え、③事業主団体による中小構成員等に対する補助の3つの行為が計画期間内に行われることを助成要件とするため、設問のケースでは助成対象にならない。

Q 3 - 37 技能者登録及び事業者登録の登録費用の補助に対する助成について、計画期間内に登録まで完了していないと助成対象にならないか。

(A)

- 1 Q 3 - 36 の回答のとおり、登録費用の補助に対する助成については、計画期間内において、登録申請、登録費用支払い、補助の3つの行為が行われることを助成要件としているので、登録が計画期間外に行われても問題ない（登録時期は助成金の支給に影響はない）。
- 2 また、同様に能力評価のレベル判定手数料についても、レベル判定の申請、レベル判定手数料の支払い、補助が行われていれば、レベル判定が計画期間外に行われても問題ない。

Q 3 -38 技能者登録及び事業者登録の登録費用の補助に対する助成について、中小構成員等が事業主団体から補助を受けた後に登録費用を支払っても問題ないか。

(A)

1 設問の取扱いは問題ない。

計画期間内において、登録申請、登録費用支払い、補助の3つの行為が行われていれば、計画期間内における各行為の実施順序は問わない。

2 なお、設問の取扱いは、中小構成員等が事業主団体から補助を受けることを前提として登録費用を支払う運用として十分に考えられるものであるが、補助した後において、当初予定していた中小構成員等による登録費用の支払額が変更になると、補助した後に精算手続が必要となり、事業主団体、中小構成員等の事務が煩雑になるため、中小構成員等の登録費用の支払後（登録費用の確定後）に補助を行うことが望ましい。

Q 3 -39 事業主団体が中小構成員等の技能者登録の登録費用を立て替えた上で登録手続を行った場合、その立替金を当該団体から中小構成員等に対して行った補助とみなして支給対象経費にすることは可能か。

(A)

1 本事業では、事業主団体が中小構成員等に対して補助を行った際の補助した額（補助金）を支給対象経費とするため、設問のケースは事業主団体による補助には該当せず助成対象にならない。

2 仮に、設問のケースのように事業主団体が登録費用を一時的に立て替えた場合は、その後、立て替えた登録費用を中小構成員等から徴収した上で、事業計画期間内において、当該徴収した費用（中小構成員等が登録料として負担した費用）の全部又は一部の補助を行えば助成対象になる。

Q 3 -40 事業主団体が中小構成員等の登録手続を代行する際、登録費用の全額を中小構成員等から一旦徴収し、助成金の支給を受けた後に、徴収した費用の全部又は一部を中小構成員等へ支給（事後的に補助）するケースは、事業主団体による登録費用の補助として助成対象になるか。

(A)

事業計画期間内において、事業主団体による中小構成員等に対する登録費用の補助を行うことが助成要件になるため、設問のケースでは助成対象にならない。

Q 3 -41 能力評価のレベル判定手数料の補助に対する助成については、レベル判定の結果、実際にはレベルが上がらなかった場合も助成対象になるか。

(A)

レベル判定手数料はレベルが上がらない場合も発生するので、レベルが上がったか否かに関わらず、中小構成員等がレベル判定手数料を実際に負担し、事業主団体が当該費用の全部又は一部を補助した場合は助成対象となる。

Q 3 -42 事業主団体が中小構成員等に対し、登録費用やレベル判定手数料の補助を行う際に振込手数料がかかり、対象となる中小構成員等が多ければその負担額は大きいですが、振込手数料も支給対象経費に該当するか。

(A)

中小構成員等に対する補助額に加え、補助（支出）の際に生じる振込手数料についても「その他経費」として支給対象経費とする（上限額なし）。

【事業の計画について】

＜各事業共通事項＞

Q 4 - 1 事業の計画は年度を跨いだ計画期間とすることも可能か。

(A)

可能である。

最長1年間の計画であれば年度を跨いだ期間としても差し支えない。

＜雇用管理改善促進事業＞

Q 4 - 2 業務の繁忙により、計画届の提出が賃金増額改定日の属する月の初日の2か月前の前日までにできなかった場合、事業主の責に帰することができない理由として認められるか。

(A)

事業主の責に帰することができない理由とは、天災等による休業等やむを得ない理由のことを指すため、業務の繁忙は事業主の責に帰することができない理由としては認められない。

Q 4 - 3 雇用する複数の建設技能者の賃金の改定を予定しているが、改定の時期が異なる場合には、計画届を分ける必要があるか。

(A)

賃金改定の時期が異なる場合であっても、当該改定がどの技能者の賃金に対してのものであるかを分かるようにすれば、計画届を分ける必要はない。

Q 4 - 4 すでに計画届を提出しているが、新たに雇用する建設技能者で昇格認定を受ける見込みの者が生じた場合、新たな計画届を提出することは可能か。

(A)

1 すでに計画届を提出後、新たに昇格認定を受ける見込みの技能者が生じた場合には、新たな計画届を提出するのではなく、計画変更届を提出することで対応すること。

2 なお、計画変更届が必要な場合は以下のとおり。

- ・ 賃金の増額改定日の属する月に変更がある場合
- ・ 増額改定後の最初の賃金支払い予定日に変更がある場合
- ・ 算定対象となる建設技能者を新たに追加する場合

Q 4-5 レベル判定の昇格評定時に報奨金を一時的に支給した場合、増額の対象として計算して差し支えないか。

(A)

- 1 本事業の助成対象となるためには、昇格評定を受けた技能者の毎月決まって支払われる賃金を、昇格評定を受けた日以降に5%以上増加させて支払われることが必要である。
- 2 毎月決まって支払われる賃金とは基本給及び諸手当のことをいうが、報奨金は当該技能者の個人的事情により支給される手当であることから諸手当には含まれない(Q3-9のとおり)。
- 3 従って、昇格評定をきっかけとして奨励金を支給した場合であっても、当該奨励金をもって賃金を増額したことにはならない。

Q 4-6 雇用する建設技能者の昇格評定を見込んで計画届を提出したものの、実際には昇格評定とならなかった場合、助成金の手続きにおいて何か行うことはあるのか。

(A)

当初計画したレベル評価で昇格評定とはならなかったものの、再度レベル評価を受ける場合には、当該日を基準に賃金の増額改定日を設定し、計画変更届により対応すること。

再度レベル評価を受けることがなければ、所管の労働局へ助成金の申請取り下げの連絡を行うこと。

Q 4-7 計画変更届はいつまでに提出する必要があるのか。

(A)

原則として、当初計画していた「賃金の増額改定日の属する月」の初日もしくは変更後の「賃金の増額改定日の属する月」の初日のいずれか早い方の日(計画届の提出時点で既に給与規程等に昇格評定を受けた建設技能者の賃金を5%以上増額させる旨が規定されていた場合は、変更前の「増額改定後の最初の賃金支払い日」もしくは変更後の「増額改定後の最初の賃金支払い日」のいずれか早い方の日)の1週間前までとなる。

これ以降に変更の事由が生じた場合や事業主の責に帰することができないやむを得ない理由により提出が遅れる場合には、申請が可能となった日から10日以内を期限とする。

<普及促進事業>

Q4-8 すでに計画届を提出しており、助成対象となる取組の量を増やす場合に、増加分について新たな計画届を提出することは可能か。

(A)

当初計画した取組の規模をより拡大する場合には、再度計画届を提出するのではなく、計画変更届を提出することにより対応すること。

Q 4 - 9 計画時及び支給申請時に提出する「事業目標・効果検証報告書」の目標数、実績数とは、具体的にどのような数値とするのか。

(A)

1 目標数、実績数は、各事業の目的に応じた事業主団体における目標（実績）数値とする。

2 具体的には次の目標（実績）数値とすることを基本とするが、事業主団体における目標値として相応しいものであればこれらに限るものではない。

事業主団体が中小構成員等に対し補助する料金種類に応じ、技能者又は事業者登録数、能力評価のレベル判定数、見える化評価の評価数のそれぞれの計画期間内における目標（実績）件数

Q 4 - 10 計画届の提出後、所要費用の増額に伴い所要費用見込額の総額を超える場合は計画の変更届の提出が必要になるとのことであるが、計画時の所要費用見込額の総額を下回る場合は変更届の提出は必要ないと理解して良いか。

(A)

計画届の提出後、次の事由による計画の変更の場合に計画の変更届を提出することとしているので、設問のように計画時の所要費用見込額の総額を下回る場合は計画の変更届の提出は必要ない。

- ① 所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合
- ② 事業推進員に変更がある場合

Q 4 - 11 計画変更届はいつまでに提出する必要があるのか。

(A)

原則として、事業を実施する1週間前までであるが、これ以降に変更の事由が生じた場合や事業主の責に帰することができないやむを得ない理由により提出が遅れる場合には、申請が可能となった日から10日以内を期限とする。

【支給申請について】

<雇用管理改善促進事業>

Q5-1 支給申請書はいつまでに提出する必要があるのか。

(A)

原則として、増額改定後の賃金算定期間の末日の翌日から起算して2か月以内である。

Q5-2 雇用する複数の建設技能者について計画届を提出していたが、昇格評定の時期がずれたこと等の理由により賃金改定の時期がずれた場合、1つの計画届に対して支給申請を分けて行うことは可能か。

(A)

支給申請書の提出期限は、増額改定後の賃金算定期間の末日の翌日から起算して原則2か月以内であるが、賃金改定の時期がずれた場合には、それに伴い提出期限もずれることとなるため、結果として1つの計画届に対して支給申請を分けて行うこととなる。

<普及促進事業>

Q5-3 支給申請書はいつまでに提出する必要があるのか。

(A)

原則として、以下の表の上欄に掲げる事業の終了月（事業が終了した日の属する月）の区分に応じ、下欄に掲げる提出期限とする。

また、個別の中小構成員等への補助金の支払いが完了した時点をもって事業の終了とみなして以下の表を適用し、支給申請を行うこともできる。

事業終了月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

Q5-4 中小構成員等に対する技能者登録の登録費用の補助の事業を計画した場合、補助（支払い）の完了した時点を事業の終了とみなして支給申請ができるとのことであるが、補助が完了した中小構成員等ごとに支給申請を行うことが可能ということか。

(A)

1 一つの中小構成員等に対する補助（支払い）が完了した月を事業終了月とみなすことができるので、補助の時期が中小構成員等ごと異なる場合は、異なる補助の終了ごと複数回に分けて支給申請を行うことが可能である。

【例】令和7年6月1日～令和8年3月31日（10か月間）を計画期間とし、10の構成事業主に対する技能者登録の登録費用の補助を行う際、事業主団体の資金繰りの都合から、2か月間ずつ2つの構成事業主の補助を5回に分けて実施した場合、7月中の実施になる1回目の補助に係る支給申請は10月1日から11月末日まで行い、3月中の実施になる5回目の補助に係る支給申請は3月1日から5月末までに行うことを可能とする。

2 なお、補助の時期が中小構成員等ごと異なる場合であっても、すべての事業終了月に基づく提出期間中の支給申請が原則であるので、上記1の【例】のケースにおいて、計画期間中の最後の構成事業主に対する補助を完了してから、すべての構成事業主分をまとめて支給申請を行うことはもちろん可能である（助成金を早期に受給したい場合、申請事務が煩雑になるが上記1の【例】の対応があり得ると考えられる）。

【各種書類等について】

<普及促進事業>

Q6-1 支給申請の際の添付書類のうち、「中小構成員等が雇用する全ての建設労働者の技能者登録を完了していることを証する疎明書」とは、どのような書類になるのか。

(A)

- 1 技能者登録の登録費用の補助を行わず事業者登録の登録費用の補助のみを助成対象にするためには、事業主団体の中小構成員が雇用する全ての技能者登録がすでに完了していることを条件とするが、支給申請の際、その状況を証明する疎明書については、参考様式2で示している。

- 2 具体的には、事業主団体の全ての中小構成員ごと、雇用する技能者の人数、氏名、技能者登録の初期登録年及び有効期限を記載する参考様式（あくまでも参考様式なので体裁は問わない）を示している。

Q6-2 支給申請書の提出の際に添付することとしている「所要費用の支払いが確認できる書類（領収書、中小構成員等に対する補助決定通知書及び補助金の受領書等）」について、具体的にどの事業にどの書類の添付が必要になるのか。

(A)

- 1 支給申請の際の「所要費用の支払いが確認できる書類」とは次のとおりである。
 - ① 事業主団体が中小構成員等に対して、登録費用の補助を行った場合
 - ・ 中小構成員等に対して補助を行う際の通知書の写し（様式は問わないが、事業主団体が組織として補助を決定し、中小構成員等に対しその意思決定を示し補助額を記載した書類の写し）
 - ・ 中小構成員等が補助を受けたことを証明する領収証、受領書等（事業主団体が金融機関で中小構成員等宛てに補助金を送金した際の振込書等でも可）
 - ② そのほか、「その他経費」として支出等を行った場合
 - ・ 支出等を行った相手方から受領した領収証等

- 2 なお、上記1の添付書類については、支給申請の際の添付書類とするとともに、支給申請を行った事業主団体において、5年間保管することとしている。